

1. 基本情報（令和5年5月1日現在）

人口	45,744人	保護率	0.4%
----	---------	-----	------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	35.3/月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	10.8/月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	5.8/月				
就労・増収率（%）	0.2				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	×	×	○

3. 会議の概要等（令和4年度）

構成員	生活困窮者の生活実態等に応じて、関係機関、生活困窮者に対する団体、当該支援に関係する職務に従事する者その他関係者のうち福祉事務所長が選定する者をもって組織する。
会議の内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者に対する自立支援を図るために必要な情報を交換する (2) 生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制を検討すること (3) その他生活困窮者に対する適切な支援を図るために必要と認められる事項
開催方法等	随時開催
その他特記事項	

4. 会議設置までのプロセス

設置前

・新型コロナウイルス感染症が蔓延するなかで、多様な世代からの相談を受けるようになった。そのなかで子どもを含めた世帯の生活困窮状態がみられるようになってきた。こうした生活困窮が疑われる世帯の情報が他機関でキャッチされた場合に、本人の同意を得られないときには自立相談支援機関との情報共有を図ることができないため、このような事例について情報共有を行うために設置を図る。

他会議体での検討【4ヶ月前】

・庁内の既存設置会議体において、更なる円滑な情報共有が図れる法定会議体の設置について提案及び検討をした
 ・支援者間では連携したい思いがあったとしても、個人情報保護の観点から本人同意が得られていない場合でも、安心して情報連携できる場があれば良いとの意見があった。

設置に向けて

例規検討会の依頼【1ヶ月前】

・庁内の例規整備部局へ、会議の趣旨等について説明。
 ・その際、生活支援に携わる関係者がケース毎に異なることから生活実態等に応じて支援会議の参加メンバーを選定することとした。

設置要綱の策定

・例規検討会での内容を踏まえて要綱を生活支援担当で作成。例規審査を受ける。

令和2年5月 事業開始

会議開催

・開催実績：4回（令和4年度）
 ・支援会議を通じて、自立相談支援機関及び他機関が把握している情報を、安心して情報共有を図ることができた
 ・その情報を基に支援方法の検討が実施できるようになった